

大崎市誕生20周年記念ロゴマーク使用取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大崎市誕生20周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用期間)

第2条 ロゴマークを使用できる期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(権利の帰属)

第3条 ロゴマークの一切の権利は、大崎市に帰属する。

(使用料及び使用の手続)

第4条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

- 2 営利を目的として使用しようとする者（商品化、販売促進等を含む。）は、あらかじめ大崎市誕生20周年記念ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に、使用状況が分かる完成見本（画像データ等）を添えて、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否について決定し、大崎市誕生20周年記念ロゴマーク使用承認（不承認）通知書（様式第2号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

第5条 第4条第2項の規定による承認を受けた者が申請内容等を変更しようとするときは、速やかに大崎市誕生20周年記念ロゴマーク使用変更承認申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更として市長が認める場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否につ

いて決定し、大崎市誕生20周年記念ロゴマーク使用変更承認（不承認）通知書（様式第4号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（使用の制限）

第6条 ロゴマークを使用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用することができない。

- （1） 大崎市の信用や品位を傷つけるおそれがあるとき。
- （2） 法令及び公序良俗に反するおそれがあるとき。
- （3） 特定の政治、宗教、選挙運動に関する使用をするとき。
- （4） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者が使用するとき。
- （5） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が使用するとき。

（遵守事項）

第7条 ロゴマークを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 配布されたデータの色彩、形状等を変更しないこと。
- （2） ロゴマークの縦横比を変形させて使用しないこと。
- （3） ロゴマークに他の図形や文字を重ねて使用しないこと。
- （4） ロゴマークの周囲には、識別性を損なわない程度の余白を設けること。

（承認の取消し）

第8条 市長は、第4条第2項の規定による承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すことができる。

- （1） 虚偽の申請により承認を受けたとき。
- （2） 法令に違反したとき。
- （3） 第6条各号のいずれかに該当したとき。

(4) 第7条各号に掲げる事項に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、大崎市誕生20周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第5号)により速やかにその旨を当該決定を受けた者に通知するものとする。

3 第1項の規定による決定の取消しにより損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(是正指示及び使用差止め)

第9条 市長は、ロゴマークを使用する者がこの基準に違反していると認めるときは、使用の是正を指示し、又は使用を差し止めることができる。この場合において、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(免責事項)

第10条 市は、ロゴマークの使用により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークの使用に関し、第三者との間に紛争、損害賠償等の問題が生じた場合は、自己の責任と負担においてこれを解決するものとし、市はこれに関与しない。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この基準は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第2条ただし書の規定により使用期間を延長した場合におけるロゴマークの使用の取扱いについては、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）

大崎市誕生20周年記念ロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

大 崎 市 長 様

申請者 団体名・氏名
代表者
住 所
電話番号

大崎市誕生20周年記念ロゴマークを使用したいので下記のとおり申請します。
なお、使用にあたっては「大崎市誕生20周年記念ロゴマーク使用取扱基準」を遵守し、万が一第三者との間に紛争等が生じた場合は、自己の責任において解決します。

記

◆事業について（必ずご記入ください。）

使用目的	
仕様媒体 商品名	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用数量	
販売予定地域	
販売予定価格	

◆問合せ・書類送付先

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

e-mail _____

◆添付するもの

1 完成見本

様式第2号（第4条関係）

大崎市誕生20周年記念ロゴマーク使用承認（不承認）通知書

大崎 第 年 月 号 日

（申請者）

様

大崎市長



年 月 日付けの申請については、次のとおり承認します。（不承認の場合は、不承認とします。）

記

使用目的	
仕様媒体 商品名	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用数量	
販売予定地域	
販売予定価格	

（不承認の場合、不承認の理由）

様式第3号（第5条関係）

大崎市誕生20周年記念ロゴマーク使用変更承認申請書

年 月 日

大 崎 市 長 様

申請者 団 体 名
(主催者) 代 表 者
住 所
電話番号

年 月 日付け大崎 第 号で大崎市誕生20周年記念ロゴマークの使用の承認を受けた申請内容等について、下記のとおり変更がありますので申請します。

記

	変更前	変更後
使用目的		
仕様媒体・商品名		
使用期間		
使用数量		
販売予定地域		
販売予定価格		

◆変更理由

◆添付するもの

- 1 変更後の完成見本（画像データ等）

様式第4号（第5条関係）

大崎市誕生20周年記念ロゴマーク使用変更承認（不承認）通知書

大崎 第 号
年 月 日

（申請者）

様

大崎市長



年 月 日付けの変更承認申請については、下記のとおり承認します。（不承認の場合は、不承認とします。）

記

1 変更の概要

	変更前	変更後
使用目的		
仕様媒体・商品名		
使用期間		
使用数量		
販売予定地域		
販売予定価格		

2 不承認の場合、不承認の理由

様式第5号（第8条関係）

大崎市誕生20周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書

大崎 第 号
年 月 日

（申請者）

様

大崎市長



年 月 日付け大崎 第
由により取り消しましたので通知します。

号で承認を決定した事業については、下記の理

記

（取消しの理由）